

# **講 師 規 則**

**一般社団法人未来学校**

## 目 次

<b>第1章 総 則</b>	4
第1条 (目的)	4
第2条 (講師としての心構え)	4
第3条 (定義)	4
第4条 (適用範囲)	4
第5条 (規則を守ることの義務)	4
第6条 (規則等の理解)	4
<b>第2章 登録・登録内容の変更</b>	5
第7条 (未来授業に参加するまでの流れ)	5
<b>第3章 退会及び強制退会</b>	5
第8条 (退会)	5
第9条 (自主退会)	5
第10条 (強制退会)	5
第11条 (退会後の守秘義務)	6
第12条 (損害賠償請求)	6
<b>第4章 未来授業参加規律</b>	6
第13条 (授業参加の心構え)	6
第14条 (授業参加上の遵守事項)	6
第15条 (未来授業に参加する講師の服務遵守事項)	8
第16条 (業務外活動に関する遵守事項)	8
<b>第5章 未来授業</b>	8
第17条 (未来授業)	8
第18条 (出席の記録)	8
第19条 (欠席・遅刻・早退・私用外出)	8
第20条 (入場禁止及び退場)	9
第21条 (出張授業)	9
<b>第6章 謝礼金・経費精算等</b>	9
第22条 (謝礼金)	9
第23条 (経費精算)	9
<b>第7章 安全衛生・災害補償</b>	9
第24条 (遵守義務)	9
第25条 (災害発生時の対応)	10
第26条 (災害補償)	10
<b>第8章 研修・情報交換会</b>	10
第27条 (教育訓練)	10
第28条 (情報交換会)	10

<b>第9章 強制退会等</b>	10
第29条 (問題発生時の対処方法)	10
第30条 (問題発生事由)	10
第31条 (損害賠償)	13
第32条 (免責事項)	13
<b>第10章 雜 則</b>	13
第33条 (名称の使用制限)	13
第34条 (規則の改定)	13

# 第1章 総 則

## 第1条（目的）

この就業規則（以下「この規則」といいます。）は上記、一般社団法人未来学校（以下「未来学校」といいます。）が行う「未来授業」に参加する講師の基本的なルールを定めたものです。

## 第2条（講師としての心構え）

1. 未来授業に参加することで未来の大人たちに明るい未来を見せる
2. 地域・地元で活躍する元気な大人達の姿を見せる
3. 未来の大人たちの見本・手本となっているか自らを振り返る

## 第3条（定義）

定義は次の通りとします。

- (1) 未来授業・・・・学校（小・中・高校）からの依頼を受け未来学校が実施する授業及び未来学校を実施するイベント
- (2) 未来授業実行部・・・未来授業を運営するボランティアスタッフ
- (3) 学校関係者・・・・未来授業を委託した学校の教職員
- (4) 講師・・・・・・・・未来授業への参加を希望し、登録を受けた者

## 第4条（適用範囲）

この規則は全ての講師に適用します。

## 第5条（規則を守ることの義務）

1. 講師はこの規則及びこの規則をもとに決めている諸規程を守りましょう。そして、お互いに協力して活動する上で大切にしている正しい筋道を守り続け、未来授業実行や先輩の指示に従い、真剣にその担当している授業を責任持ってやり遂げましょう。
2. 講師は生徒の人格を尊重し、その指導に努め、率先してその役割をやり切りましょう。そして、未来学校の使命をよく認識し、講師に伝えていきましょう。

## 第6条（規則等の理解）

講師は、常にこの規則の他、未来授業の諸規程を理解しておいてください。講師はこの規則の他、未来学校の諸規程を知らなかつたという理由で、違反した場合の責任を免れることは出来ません。

## 第2章 登録・登録内容の変更

### 第7条（未来授業に参加するまでの流れ）

1. 未来授業に参加、または講師登録を希望される場合は、未来学校の活動理念に賛同し、本規定を了承したものとします。
2. 未来授業のホームページから応募して下さい。
3. 未来授業実行部の面接を受けていただき、適性を考慮した上で総合的に判断し、講師登録を承認します。
4. 承認された講師の方は、ホームページ上から参加申込みをして下さい。
5. 諸般の事情により参加希望した授業でも、調整させていただくことがあります。

## 第3章 退会及び強制退会

### 第8条（退会）

講師が、以下のいずれかに該当するに至ったときは退会とし、以下に定める事由に応じて、それぞれ定められた日を退会の日とします。

- (1) 本人が死亡したとき・・・死亡した日
- (2) 本人の都合により退会を願い出たとき・・・・・・・承認した日
- (3) 講師の行方が不明となり連絡がとれないときで、退会手続をとらない場合  
・・・実行部が退会手続きを取った日
- (4) その他退会につき双方合意したとき・・・・・・・合意により決定した日
- (5) 未来実行部が強制退会手続きを取った場合・・・退会手続きを取った日

### 第9条（自主退会）

講師が自己の都合により退会しようとするときは、実行部へ退会したい旨を申し出て下さい。

### 第10条（強制退会）

- 1 講師が、次の各号のいずれかに該当する場合は強制退会とします。
  - (1) 未来授業などへの参加、実施状況が不良で、改善の見込みがない場合
  - (2) 精神、又は身体の障害もしくは疾病等によって、授業実施に耐えられないと未来授業実行部が判断した場合
  - (3) 特定の地位・職種、資格又は一定の能力を保有する者として登録された講師で、その登録内容に虚偽があった場合。
  - (4) 未来学校講師として能力不足、及び適格性に欠けると未来授業実行部が判断した場合。
  - (5) この規則第4章の未来授業参加規律に違反した場合
  - (6) この規則第9章の問題発生事由のうち強制退会に相当する事由に該当した場

合

- (7) 事業運営上のやむを得ない事情、又は天災地変その他これに準ずるやむを得ない事情により、解散する必要が生じた場合
- (8) その他、前各号に準ずると認められる場合

### **第11条（退会後の守秘義務）**

講師は、退会した後であっても、その登録中に知り得た未来授業活動上の個人情報など、学校・生徒情報等、いかなる情報であっても第三者に漏らしたり、開示、提供してはなりません。講師は、退会後の守秘義務に対して責任を負うとともに、これに違反し未来学校が損害を受けたときには、その損害を賠償しなければなりません。

### **第12条（損害賠償請求）**

講師が、本規程における遵守事項に違反し、未来学校に損害を与えた場合は、損害賠償の請求をすることがあります。

## **第4章 未来授業参加規律**

### **第13条（授業参加の心構え）**

- 1 講師は、良識ある大人としてのルールを誠実に守り、互いに協力して未来学校を盛り上げていきましょう。
- 2 講師は、未来の大人たちの人格を尊重し、未来の大人たちの支援に努めるとともに率先して自らが手本となるよう積極的に授業を楽しみましょう。

### **第14条（授業参加上の遵守事項）**

- 1 講師は、次の事項を守りましょう。
  - (1) 未来授業をきっかけとして知り合った生徒と学校外で私的に会わないこと。
  - (2) 生徒から講師へ直接連絡があった場合には未来授業実行部へ連絡をすること。
  - (3) 常に健康に留意し、清潔な服装と積極的な態度で授業に精励すること
  - (4) 集合時刻に遅刻等をしないこと、及び授業中は、実行部および学校の指示に従い授業に精励するとともに、他の講師とも協調して未来授業の発展に努めること
  - (5) 学校及び未来学校の施設、備品、材料、商品、機械器具等を丁重・大切に取扱うこと
  - (6) 学校内の消耗品等を私物化したり、勝手に持ち帰らないこと。授業中に許可なく授業を中断し、又はみだりに教室を離れないこと
  - (7) 授業中に喫煙・飲食、私用目的での携帯電話の使用、メールの発着信やゲー

ム等をしないこと

- (8) 緊急時を除き、授業中は携帯電話を使用しないこと。
- (9) 授業に関し、未来授業実行部などの指示に従うこと
- (10) 生徒、教職員からのクレーム（口臭、ため息、態度不良など）があったときは、直ちに未来授業実行部に報告し、速やかに改めること
- (11) 未来学校の信用もしくは名誉をそぞない、損害を与えるような行為をしないこと
- (12) 言葉遣い、私的なことやプライベートな会話で生徒や学校関係者に不快感を与えないこと
- (13) 授業上の秘密事項及び未来学校の不利益となる事項を他に漏らさないこと
- (14) 授業前後のミーティングや研修等に積極的に参加すること
- (15) 許可なく未来学校及び学校などの施設、備品、材料、商品、機械器具、金銭その他の物品を他人に貸与したり、持出したりしないこと
- (16) 未来授業に関し、不正不当に金品の受領や接待を授受しないこと
- (17) 未来学校が定めた所定の届出や手続等を怠らないこと
- (18) 未来授業内で演説、集会、又は印刷物の配布、掲示その他これに類する行為をする場合には、事前に未来学校実行部の許可を受けること
- (19) 私事に関する金銭取引その他証書類に未来学校及び未来授業の名称を用いないこと、授業時間中は制服や名札等、未来学校が定めたものを必ず着用すること
- (20) 講師同士、又は実行部、教員などとの間で、金銭の貸し借りを行わないこと
- (21) 未来授業内で私的なネットワークビジネス・勧誘活動等を行わないこと
- (22) 未来授業内で宗教等の布教活動を行わないこと
- (23) セクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」といいます。）、又はパワーハラスメント（以下「パワハラ」といいます。）によって、生徒、他の講師及び実行部、保護者、学校関係者などに不快感を与えるなど円滑な授業実施を妨げ、又は授業環境を害さないこと
- (24) 未来授業前6時間は飲酒しないこと
- (25) 生徒個人情報（名簿含む）外部に持ち出しするなどの行為をしないこと
- (26) 未来授業により知り得た生徒や学校関係者、講師や未来授業実行部の個人情報やプライバシーを口外しないこと。また当該個人情報やプライバシーをインターネット、電子メール、ツイッター、ブログ、フェイスブック等のソーシャルネットワーク（以下「SNS等」）に無断で公開しないこと。
- (27) SNS等にて未来授業の様子を公開する際には、生徒個人が特定できるような顔写真は掲載しないこと。

2 未来学校は、未来授業実行部を窓口として、講師からの苦情処理対応をします。

## **第15条（未来授業に参加する講師の服務遵守事項）**

未来授業に参加する講師は、前条の各規定に加えて以下の事項を守りましょう。

- (1) 集合時、又は解散時には元気に挨拶をすること
- (2) 生徒などからクレームがあった場合は、直ちに未来授業実行部に報告すること
- (4) 学校の整理整頓に努め、学校を常に清潔に保つこと
- (5) 学校敷地内では喫煙しないこと
- (6) 服装、頭髪、手足の爪などは常に清潔に保つこと
- (7) 未来学校に申告すべき事項について虚偽の申告を行わないこと

## **第16条（業務外活動に関する遵守事項）**

講師は次の事項を守りましょう。

- (1) 未来学校の秘密事項、又は重要な機密事項を外部に漏らしてはならないこと
- (2) 生徒及び学校関連の情報を外部に持出してはならないこと
- (3) 未来学校が保有する生徒、学校、講師、スタッフなどの関連情報を使い、許可無くメール、ダイレクトメール等を送信してはならないこと
- (4) 未来学校の許可なく、未来授業開催など学校及び各種団体などと交渉してはならないこと

# **第5章 未来授業**

## **第17条（未来授業）**

- 1 未来授業は、一般社団法人未来学校が主催、または学校各種団体などと共に実施する授業、イベントとします。
- 2 授業の実施上、その他やむを得ない事情により集合時刻、実施時刻、終了時刻を繰り上げ、または繰り下げることがあります。
- 3 講師は、授業開始前に授業準備体制を整備し、授業時刻に開始できるように準備してください。
- 4 講師は、休憩時間にも規律を守り節度ある行動を取ってください。飲食、喫煙、携帯電話の使用などについては実行部及び学校側の指示に従ってください。

## **第18条（出席の記録）**

講師は、学校に設置された未来授業実行部の受付にて、受付手続きを行ってください。

## **第19条（欠席・遅刻・早退・私用外出）**

- 1 病気その他やむを得ない事由により欠席、又は遅刻、早退もしくは私用外出する場合などは、必ず事前に未来授業実行部まで届け出てください。メール、メッセ

ージ、FAXなどで届け出る場合は、実行部にて届け出を承認した旨の回答があるところまで確認をしてください。承認の形跡のない一方的な届け出については、届け出されなかつたものと判断します。ただし、やむを得ぬ事情があつて事前に届出ができなかつた場合は、事後速やかに届け出て承認を受けてください。

## **第20条（入場禁止及び退場）**

以下に該当する者に対しては、事業場内への入場を禁止し、又は退場を命ずることがあります。

- (1) 学校内及びイベント会場の秩序及び風紀を乱し、又はその恐れがあると思われる者
- (2) 火気、凶器、毒物、薬物その他授業遂行に不要なものを携帯する者
- (3) 酒気を帶び、又は酒類を携帯する者
- (4) その他入場禁止とする必要と認めた者

## **第21条（出張授業）**

未来学校は、講師に対し出張をお願いすることがあります。この場合未来学校は、出張時に要した交通費及び費用の実費を精算し支払います。

# **第6章 謝礼金・経費精算等**

## **第22条（謝礼金）**

- 1 未来授業に参加する講師への謝礼金はありません。
- 2 未来授業参加に要する交通費の支給などはありません。

## **第23条（経費精算）**

未来授業実施のために講師に用意していただいた資料、材料などについてかかる経費のお支払いはありません。講師の皆様の無理のない自己負担のなかで準備してください。イベントや学校側からの依頼など特別に経費の支払いが発生する場合は、事前に打ち合わせをしたうえで実行部の指示による所定の手続きの上経費精算を行ってください。

# **第7章 安全衛生・災害補償**

## **第24条（遵守義務）**

講師は、安全衛生に関する法令及び規則、並びに未来授業実行部及び学校の指示を守り、協力して災害（事故発生）の防止に努めなければなりません。

## **第25条（災害発生時の対応）**

講師は、授業中に自然災害が発生した場合には、まず生徒と自らの身の安全の確保し、その後は学校関係者の指示に従ってください。

## **第26条（災害補償）**

講師が未来授業へ参加する上で事故が発生した場合であっても、一般社団法人未来学校および未来授業実行部、スタッフ、学校など関係者は災害補償を行うことはできません。健康、安全面には各講師それぞれ留意し、参加してください。

## **第8章 研修・情報交換会**

### **第27条（教育訓練）**

- 1 未来学校は、講師対し、授業の実施に必要な能力の開発、又は授業に必要な能力の向上を図るために、研修を行うことがあります。
- 2 講師は未来学校から研修を受講するよう指示された場合には、指示された研修に参加してください。

### **第28条（情報交換会）**

未来授業終了後に、講師と学校の教職員、実行部とで親睦を深めることを目的とする情報交換会（「大人の未来授業」）が実施されることがあります。講師同士で授業の感想を共有することで新たな気づきを得ることができます。積極的に参加しましょう。

## **第9章 強制退会等**

### **第29条（問題発生時の対処方法）**

問題発生時は次の区分により対応します。

区分	内容
① 注意喚起	未来授業実行部と話し合いの場を設け、将来の改善を促します。
② 活動停止	一定の期間を定め未来授業への参加を認めません
③ 強制退会	即時登録解除します。今後も未来学校講師として登録することはできません。

### **第30条（問題発生事由）**

- 1 講師が以下のいずれかに該当するときは、その状況に応じ、注意喚起、活動停止、強制退会の措置を取ります。
  - (1) 正当な理由なく欠席をしたとき

- (2) 正当な理由なく度々遅刻、早退し、又はみだりに授業を離れる等、誠実に参加しないとき
  - (3) 過失により未来学校に損害を与えたとき
  - (4) 嘘や偽りの申告、届出を行ったとき
  - (5) 重大な報告を疎かにし、又は嘘や偽りの報告を行ったとき
  - (6) 活動上の指揮に従わず、授業、学校の秩序を乱したとき
  - (7) 素行不良で、学校内の秩序、又は風紀を乱したとき（セクハラ・パワハラによるものを含む。）
  - (8) 学校内で暴行、脅迫、傷害、暴言、又はこれに類する行為をしたとき
  - (9) 学校のコンピュータ、電話、携帯電話、ファクシミリ等をインターネット、電子メール、ツイッター、ブログ、フェイスブックその他を無断で私的に使用したとき
  - (10) 過失により学校の建物、備品、車両等を汚損、破壊、使用不能の状態等にしたとき
  - (11) 未来学校、未来授業実行部、スタッフ及び講師、又は生徒や学校、保護者など関係者の悪口を言ったり、又は嘘や偽りの内容を言い回って広めたりして、未来学校の運営に支障を与えたとき
  - (12) 生徒や未来学校または関係者の秘密及びその他の情報を洩らし、又は洩らそうとしたとき
  - (13) 授業に対する熱意、又は誠意がなく、怠慢で授業に支障が及ぶと認められるとき
  - (14) 怠慢、又は監督不行届きのため、災害、傷病、又はその他の事故を発生させたとき
  - (15) 講師の権限を越えて重要な契約を行ったとき
  - (16) 第4章（未来授業参加規律）に違反したとき
  - (17) その他この規則及び諸規程に違反し、又は非違行為若しくは、前各号に準ずる不都合な行為があったとき
- 2 講師が次の各号のいずれかに該当するときは、強制退会にします。ただし、状況により活動停止とする場合があります。
- (1) 授業の参加登録をしておいて正当な理由なく欠席が連続したとき
  - (2) 正当な理由なくしばしば遅刻、早退、又は欠席を繰返し、再三の注意しても改めないとき
  - (3) 注意しても、正当な理由なく授業実施上の指示に従わないとき
  - (4) わざと又は重大な不注意により、未来学校に重大な損害を与えたとき
  - (5) 重要な経歴を偽って登録されたとき、及び重大な嘘や偽りの届出、又は申告を行ったとき
  - (6) 生徒から直接連絡、相談、依頼、クレームなどがあり、その報告を未来授業実行部に行わなかったとき

- (7) 未来授業実行部または学校の許可なく生徒に連絡をしたり、面会したりしたとき
  - (8) その他重大な報告を疎かにした、又は嘘や偽りの報告を行った場合で、未来学校に損害を与えたとき、又は未来学校の信用を害したとき
  - (9) 未来学校の求めている方針と逆行した行動をとり、各種規定を守らず、又は風紀を乱したとき（セクハラ・パワハラによるものを含む）
  - (10) 活動にあたって暴行、脅迫、傷害、暴言、又はこれに類する重大な行為をしたとき
  - (11) 学校のコンピュータによりインターネット、電子メール等を無断で私的に使用してわいせつな情報（画像も含む）を送受信し、又は他人に対する嫌がらせ、セクハラ等反社会的行為をしたとき
  - (12) わざと又は重大な不注意により学校の建物、備品等を汚損、破壊、使用不能の状態にして損害を与えたとき
  - (13) 未来学校及び未来授業の講師、又は生徒や学校、保護者など関係の悪口を言ったり、又は嘘や偽りの内容を言い回って広めたりして、未来学校実施に重大な支障を与えたとき
  - (14) 未来学校及び関係者の重大な秘密及びその他の情報を洩らし、未来学校に損害を与えたとき
  - (15) 再三の注意及び指導にもかかわらず、活動に対する熱意、又は誠意がなく怠慢で活動に支障が及んでいるとき
  - (16) 怠慢、又は不注意のため、重大な災害、傷病、又はその他事故を発生させたとき
  - (17) 講師の権限を越えて重要な契約を行い、又は未来学校に損害を与えたとき
  - (18) 活動内における窃盗、横領、背任、又は傷害等刑法等の犯罪に該当する行為があったとき
  - (19) 反社会的勢力や団体と密接な関係がある、または構成員であったとき
  - (20) 刑罰法規の適用を受け、又は刑罰法規の適用を受けることが明らかとなり、未来学校の信用を害したとき
  - (21) 前項の注意喚起を受けたにもかかわらず、あるいは再三の注意、指導にもかかわらず改悛、又は向上の見込みがないとき
  - (21) 第4章（未来授業参加規律）に違反する重大な行為があったとき
  - (22) その他この規則及び諸規程に違反し、又は非違行為を繰返し、あるいは前各号に準ずる重大な行為があったとき
- 3 前項第1号に該当するときであって、行方が知れず強制退会処分の通知が本人に對してできない場合は、未来授業実行部の手続きをもって強制退会となります。

### **第31条（損害賠償）**

故意、又は重大な過失により未来学校に損害をかけた場合は、損害の一部、又は全部を賠償させることができます。ただし、これによって懲戒処分を免れるものではありません。

### **第32条（免責事項）**

以下の事項については、未来学校は責任を負いません。

- (1) 未来授業へ向かう途中、未来学校終了後の事故（安全衛生の条項で除外済み）
- (2) 講師間の私的なトラブル
- (3) 学校敷地内での事故

## **第10章 雜 則**

### **第33条（名称の使用制限）**

「未来学校」および「未来授業」の名称は未来学校の許可無く無断で使用して、類似活動（営利・非営利問わず）をすることはできません。

### **第34条（規則の改定）**

- 1 この規則の改定は、未来学校理事及び実行部、スタッフの意見を聴取してこれを行います。
- 2 この規則に規定するもののほか、実施の細部について必要な事項は未来学校がこれを定めます。

#### 附則

（施行期日）

- (1) この規則は、平成29年4月1日から施行します。